

# 十和田市木材利用促進基本方針

平成 24 年 8 月 8 日策定

平成 30 年 12 月 28 日一部改定

令和 5 年 11 月 17 日一部改定

## 第 1 目的

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「促進法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき策定された県の基本方針（平成 23 年 9 月 21 日策定、平成 30 年 3 月 27 日一部改定、令和 5 年 1 月 18 日一部改定）「青い森県産材利用促進プラン」に即して、第 12 条第 1 項の規定に基づき、市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を定め、もって地元産材（注 1）の需要拡大を図ることを目的とする。

## 第 2 市内の建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 公共建築物における木材利用の促進

#### （1）木材利用を促進すべき公共建築物

促進法に基づき木材利用を促進すべき公共建築物は、促進法第 2 条第 2 項各号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### ア 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事情又は職員の住居用に供される庁舎、公務員宿舍等。

#### イ 市以外の者が整備するアに準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家

等)、公共交通機関の旅客施設及び道路の通行者又は利用者の利便性に供するための休憩所(併設される商業施設は除く。)

## (2) 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物は、広く市民一般の利用に供するものであることから、木材利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの市民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。また、公共建築物においては、LVL(単板積層材)、CLT(直交集成板)、木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性や利用促進の意義について市民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化(注2)及び内装等の木質化(注3)を促進するものとする。

さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

## (3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

## 2 公共建築物以外における木材利用の促進

市は、促進法第13条にのっとり、民間の非住宅建築物や中高層建築物等においても木材の利用を図るため、LVL、CLT、木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報の提供に努めるものとする。

また、促進法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供に努めるものとする。

## 3 木材利用の促進の啓発

市は、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、木材利用の効果について積極的に市民への情報発信や普及啓発を行うものとする。

## 4 国及び関係自治体との連携

市は、木材利用の促進のため、国や関係自治体と相互に連携を図るものとする。

## 5 建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、促進法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から締結の申出があった場合、促進法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認した上で締結するものとする。

## 第3 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

- 1 市は、その整備する公共建築物のうち、第2の1（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。
- 2 市は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、市長その他の幹部職員の執務室など、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。
- 3 市は、木造化及び木質化の実施にあたっては、地元産材の使用に努める。
- 4 市は、その整備する公共建築物について、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

- 5 市は、その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に規定する特定調達品に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。
- 6 市が実施する公共土木工事においては、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。

#### 第4 その他市内の建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

##### 1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については、木造の建築物が非木造の建築物に比べて短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

##### 2 建築用木材以外の木材利用においてコスト面で考慮すべき事項

備品や消耗品については、購入コストや、木材利用の意義や効果を総合的に判断

するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

（注1）「地元産材」とは、県内で伐採された原木（間伐材を含む。）を材料とし、原則として県内で加工された製材品、集成材及び合板等をいう。集成材等にあつては、原材料の50%を超える量が県内で伐採された原木を材料とするものをいう。

（注2）「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（注3）「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。